

**日本学生支援機構奨学金
「継続願」(インターネット入力)が未提出の奨学生へ**

！ ! 至急「継続願」を入力してください ! !

日本学生支援機構奨学金の「適格認定継続願」(1月31日までにインターネット入力)が未提出の奨学生は、すぐに各学部・研究科(学府・教育部)の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて貸与額通知書、継続願提出用ID・パスワードを受け取り、2月9日(木)までに必ず入力してください。

なお、平成23年12月採用の奨学生(平成23年10月入学者)及び貸与終了予定(最終学年)の奨学生については、「適格認定奨学金継続願」は配付されませんので、提出の必要はありません。

- ※ 「継続願」の手続きがない場合、奨学金は廃止されます。
廃止の場合、その後奨学金を希望しても申請する資格がなくなります。
- ※ 休学等の理由で奨学金の貸与が必要ない場合にも、必ず連絡してください。

日本学生支援機構奨学金「適格認定継続願」の インターネット入力上の注意点について

日本学生支援機構奨学金の「適格認定継続願」(平成24年1月4日～31日の間にインターネット入力)について、下記の事項に注意して入力してください。入力内容によっては、奨学金の廃止、貸与月額の大幅な減額となることがあります。

なお、下記の事項についての質問等がある場合、本部奨学チーム(学生支援センター1F)まで、照会願います。

記

1 「奨学金の振込の継続の確認」について

継続を希望する場合、必ず「奨学金の継続を希望します。」を選択してください。

また、平成24年4月以降、「奨学金を希望しない(辞退する。)」場合は、画面の説明文によらず、必ず窓口にて「異動届」を提出願います。

2 「経済状況」について

平成22年12月～23年11月(今年度入学者は、平成23年4月から)の期間の学生生活における収支状況を項目にしたがい入力します。入力の結果、大幅な収支差(30万円以上の収入超過)がある場合、本部奨学チームの担当者が面接のうえ、平成24年4月以降に貸与月額の減額(または、奨学金の辞退)が求められる可能性がありますので、収支状況については、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。